

[2020年12月1日施行]

千駄ヶ谷日本語教育研究所  
e-ラーニングで目指せ検定合格!基礎知識コース

利用規約

第1章 総則

第1条【本規約の適用範囲】

1. この規約は、千駄ヶ谷日本語教育研究所(以下「当校」という)が実施する「e-ラーニングで目指せ検定合格!基礎知識コース」(以下「本コース」という)を、第5条所定の受講生(以下「受講生」という)が受講するに際してその受講についての一切に適用される。本規約に定めのないものについては、案内書「e-ラーニングで目指せ検定合格!基礎知識コースで学ぶ方へ」や「覚書」、各種パンフレット等によるものとする。
2. 本コースの受講申込者は本規約掲載画面の「同意する」ボタンをクリックすること、または当校が指定するその他の方法で本規約の内容への同意を表明することにより本規約の内容を承諾しているものとみなされる。

第2条【受講生への通知】

1. 当校は、インターネット上または当校が適当と判断する方法により受講生に対し随時本規約に関わる必要な事項を通知、または照会できる状態におく。
2. 前項の通知は、当校が当該通知を前項の規定で行った時点より効力を発するものとする。
3. 当校が受講生に対して行った通知はこの規約の一部を構成する。

第3条【規約の変更】

1. 当校は受講生の上承を得ることなく本規約を変更することがある。この場合、本コースの受講条件は変更後の規約による。
2. 変更後の規約は、前条の規定により受講生へ通知するものとし、別段の受講生からの異議申し立てがない限り通知日をもって受講生が同通知の内容に同意したものとみなす。

第4条【規約の範囲】

1. 当校が別途個別規定または追加規定を行った場合、当該規定は本規約の一部を構成する。
2. 本規約と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとする。

第2章 受講生

第5条【受講生】

1. 受講生とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1)当校に対し本コースへの受講を申し込み当校がこれを承認した者。
  - (2)当校が別途定める方法により本コースの利用を承認した者。
2. 受講生は、当校が受講を承認した時点で本規約の内容を全て承諾しているものとみなす。

#### **第6条【受講の承認と不承認】**

1. 当校は、別途定める方法にて受講申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認する。
2. 当校は、受講申込者が以下のいずれかに該当する場合、その者の受講を承認しないことがある。
  - (1)受講申込者が実在しない場合。
  - (2)受講申込者が既に受講生になっている場合。
  - (3)受講申込者が過去に本規約の違反を行っている場合。
  - (4)受講申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記入または記入漏れがあった場合。
  - (5)受講申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、受講申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または受講申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
  - (6)その他受講申込者を当校が不相当と認めた場合。
3. 前項により当校が受講の不承認を決定するまでの間に当該受講申込者が本コースを受講したことにより発生する受講料は、当該受講申込者の負担とし当該受講申込者は当該債務を履行するものとする。

#### **第7条【IDおよびパスワードの発行と契約】**

1. 当校は、受講申込者の受講を承認した場合、受講生に対しIDおよびパスワードを発行する。
2. IDおよびパスワードの発行日をもって、当校と受講生間の本コースに係わる契約（以下「本契約」という）は有効に成立したものとする。

#### **第8条【eラーニング受講資格】**

前条によりIDおよびパスワードを取得した受講生は、同時に当該コースの受講資格を取得する。

#### **第9条【譲渡禁止等】**

受講生は、受講生として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできない。

#### **第10条【変更の届出】**

1. 受講生は、当校への届出内容に変更があった場合、速やかに当校所定の方法で変更の届出をする。
2. 前項の届出がなかったことにより受講生が不利益を被った場合、当校は一切その責任を負わない。

#### **第11条【設備等】**

受講生は、本コースを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての設備・物品を自己の費用と責任において準備し、本コースが利用可能な状態に置く。また、自己の費用と責任でインターネットにより本コースに接続する。

## 第3章 サービスと受講料

### 第12条【提供サービス】

当校は、受講生に対しインターネットを通じて各種の受講サービス、および以下の付帯サービス（以下「付帯サービス」という）を提供する。

- (1)お知らせの配信
- (2)上記に付帯するサービス

### 第13条【受講料】

本コースを受講するにあたり当校が別途定める本コースの受講料を受講開始前に支払う。その支払方法は当校が承認する支払方法によるものとする。

### 第14条【受講開始の許諾】

1. 当校は、受講生に対するIDおよびパスワードの発行をもって本コースの受講を当該受講生に対し許諾し、当該受講生は本コースを本規約に定める条件に従って受講することができるものとする。
2. 当校は、受講生に対するIDおよびパスワードの発行ならびに本コースの受講許諾を電子メールまたは当校が適当と判断する方法により通知する。

### 第15条【受講の中止】

受講生は、本コースの受講中止を希望する場合、当校所定の方法により届け出るものとする。

### 第16条【使用範囲】

1. 受講生は、本コースを構成するeラーニングシステムウェブサーバ上の全ての情報およびソフトウェア（以下「コンテンツ」という）を第三者に開示してはならない。
2. 受講生は、第三者に対し本コースの再使用权の設定、頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならない。
3. 受講生は、前各項に違反する行為を第三者にさせてはならない。

### 第17条【IDおよびパスワードの抹消】

当校は、受講申込の承認後であっても当校が承認した受講生が本規約の規定に違反した場合、当該受講生に対する通知をもって受講申込の承諾を取り消し、発行済のIDおよびパスワードを抹消することができる。

## 第4章 受講生の義務

### 第18条【IDおよびパスワードの管理責任】

1. 受講生は、自己のIDおよびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとする。
2. 当校は、受講生のIDおよびパスワードが第三者に使用されたことによって当該受講生が被る損害について、当該受講生の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わない。

3. 受講生は、自己の設定したパスワードを失念した場合、またはIDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちに当校に申し出るものとし当校の指示に従うこと。
4. 当該IDおよびパスワードによりなされた本コースの受講は、当該受講生によりなされたものとみなし、当該受講生は受講料その他の債務の一切を負担するものとする。

#### **第19条【自己責任の原則】**

1. 受講生は、自己のIDおよびパスワードにより本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について当該行為を自己がしたか否かを問わず責任を負うこと。
2. 受講生が付帯サービスを利用した書込み（以下「投稿情報」という）に関する責任は受講生自身にある。
3. 受講生は、本コースの受講に伴い第三者からの問合せ、クレーム等が通知された場合は自己の責任と費用をもって処理解決すること。
4. 受講生は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し直接その旨を通知し、その結果については自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。
5. 受講生は、本コースの受講により当校または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

#### **第20条【その他の禁止事項】**

受講生は、本コース受講に際して以下の行為を行わないこと。

- (1) IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (2) 本コースを通じて、または本コースに関連してコンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為。
- (3) コンテンツの全部または一部の修正およびコンテンツを基にした派生的制作物を作成する行為。
- (4) 当校の商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (5) 本コースを通じて入手したデータ、情報、文章、ソフトウェア等に関し、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版等を行う行為。
- (6) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 第三者を差別もしくは誹謗中傷または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (8) 犯罪的行為または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
- (9) 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- (10) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）する行為、本コースの運営を妨害する行為、当校の信用を毀損、もしくは財産を侵害する行為、または当校に不利益を与える行為。
- (11) 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。
- (12) その他、当校が不適切と認める行為。

#### **第21条【受講資格の中断・取り消し】**

1. 受講生が前条の項目に該当する場合、当校は事前に通知することなく直ちに当該受講生の受講資格を中断または将来に向かって取り消すことができるものとする。なお、受講資格が取り消された場合、当該受講生は本契約に基づく債務の全額を当校に対して負担すること。

2. 当校は、前項の措置を取ったことにより当該受講生が本コースを受講できず、これにより損害が発生したとしてもいかなる責任も負わない。

## 第22条【損害賠償】

受講生は、本規約および法令の定めにより違反したことにより当校を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、当校を含む第三者を免責しなければならない。

## 第5章 個人情報の取扱い

### 第23条【個人情報】

1. 当校は、以下の情報を個人情報として取扱う。
  - (1)氏名、住所、生年月日、電子メールアドレス、電話番号等、当校のコースを受講するにあたり必要となる登録情報。
  - (2)コースの内容、およびその料金の請求等の取引に関する情報。
  - (3)当校のコースを受講するために当校が付与したIDおよびパスワード。
  - (4)当校のコースを受講する過程で行われた発言、質問、回答、アンケートへの回答、および質問や回答に対する返答などの情報、ならびに投稿情報。
  - (5)当校のコースを受講する過程で記録された、ログイン、ログアウト等の情報、および学習の進捗状況、学習成績等の情報。
  - (6)その他、電子メール、電話、FAX、手紙等により、当校との間でなされた問い合わせや申し込み等の情報、およびそれに対する当校からの回答や対応等の情報。
2. 個人が所属する法人の業務研修として本コースを利用する場合などにおいて、個人が所属法人への情報開示に同意している場合は、当該所属法人に対し個人情報を開示する場合がある。

### 第24条【個人情報の使用】

1. 当校は、前条に規定する個人情報を以下の目的のために使用することができる。
  - (1)当校のコースを提供するため。
  - (2)コースの受講料金の請求等、当校のコース提供に付帯する業務を遂行するため。
  - (3)当校のコース受講動向の調査および分析のため。
2. 当校は、以下の項目に該当する場合を除き、前項で規定される個人情報を第三者に開示しない。
  - (1)受講生が個人情報の開示について別途同意している場合。
  - (2)前項の利用目的の達成のために、第三者と共同または委託により情報を取扱う場合。
  - (3)営業譲渡、分社等により営業資産の一部として、個人情報を第三者に引き継ぐ場合。
  - (4)個人情報を特定の第三者との間で相互に利用する場合であって、あらかじめその利用目的および特定の第三者についてあらかじめ通知され、または公表されている場合。
3. 個人情報の取り扱いに関しては、当校の個人情報保護方針および本利用規定に従う。

## 第6章 コース実施の条件、内容変更、中断および停止

### 第25条【コース実施の条件】

1. 当校は、本コースの運営に関し本コースの利用を監視し、必要と認める場合、自己の裁量において本コースへのアクセスを制限することができる。
2. 当校は、本コースの提供において当校が不適切と判断した投稿情報を、投稿した者の承諾を得ることなく削除することができる。
3. 受講生が投稿情報によって、他人の名誉を毀損した場合、プライバシー権を侵害した場合、許諾なく第三者の個人情報を開示した場合、著作権法(昭和45年法律第48号)に違反する行為を行った場合、その他、他人の権利を侵害した場合には、当校は法的手段を講じて当該行為に対処する場合がある。

### 第26条【コース内容等の変更】

当校は、受講生への事前の通知なくして本コースの内容、名称を変更することができる。

### 第27条【コースの一時的な中断】

1. 当校は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受講生に事前に通知することなく一時的に本コースを中断することができる。
  - (1)インターネット上に不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
  - (2)当校が本コースにおけるインターネット接続を委託している、インターネット接続サービス事業者が保有する通信設備等に不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
  - (3)本コース用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。  
なお、保守を定期的に行う場合は、受講生に対し事前に通知する。
  - (4)火災、停電等により本コースの提供ができなくなった場合。
  - (5)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本コースの提供ができなくなった場合。
  - (6)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本コースの提供ができなくなった場合。
  - (7)その他、運用上または技術上当校が本コースの一時的な中断が必要と判断した場合。
2. 当校は、前項各号のいずれかまたはその他の事由により本コースの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する受講生または第三者が被った損害について一切責任を負わない。

### 第28条【コース提供の中止】

当校は、本コースの全部または一部の提供を中止することができる。この場合、当校は3ヶ月以上前までに受講生に対し通知するものとする。

但し、事前通知について緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

### 第29条【免責】

1. 本コースの内容は、当校がその時点で提供可能なものとする。
2. 当校は、本コースの受講により発生した受講生の損害(第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。)、または第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとし損害賠償義務を一切負わない。

3. 当校は、本コースへのアクセス制限、本コースの中止・中断などの発生により、本コースを利用できなかったことにより発生した受講生または第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わずいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わない。

## **第7章 その他**

### **第30条【協議】**

本コースに関連して受講生と当校との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

### **第31条【専属的合意管轄裁判所】**

受講生と当校の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を利用者と当校の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### **第32条【準拠法】**

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

## **附 則**

この規約は2020年12月1日から実施する。